

事務連絡  
平成25年5月24日

各都道府県福祉人材確保対策担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

介護福祉士に係る実務者研修（通信主体の課程）における日本再生人材育成支援事業（正規雇用労働者育成支援奨励金）の活用について

福祉人材確保対策の推進に関しましては、平素よりご尽力を頂きありがとうございます。さて、今般、別添のとおり、職業安定局雇用政策課介護労働対策室より「日本再生人材育成支援事業（正規雇用労働者育成支援奨励金）に係る留意事項について」（事務連絡）が発出されました。

これは、「日本再生人材育成支援事業」の「正規雇用奨励金」において、これまで実務者研修の「通学課程」及び「通信主体の課程のうち通学課程部分のみ」について奨励金の支給対象とされていたところ、このたび、通信主体の課程の通信課程部分も含めて支給対象訓練として認めるとされたものです。

本制度では、正規雇用の労働者に対し、一定の要件の下、事業主が実務者研修を職業訓練として受講させた場合などに、事業主が負担した訓練費用が支給されます。

※制度の概要につきましては同封した資料をご覧下さい。

また、こちらの当省HPもご参照下さい。

[[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/)]

つきましては、本制度の内容及びその活用について、貴管内事業所等へ周知していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、事業主のための各種雇用関係助成金に関しましては、平成25年度予算の成立を機に、制度体系の見直しや支給要件の一部変更が行われていますので、併せてご確認・ご活用いただきますようお願ひいたします。

※雇用関係助成金に関する当省HP

[[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)]





別添



事務連絡  
平成25年5月16日

各都道府県労働局  
職業安定部長殿

厚生労働省職業安定局雇用政策  
介護労働対策室長補佐

日本再生人材育成支援事業（正規雇用労働者育成支援奨励金）  
に係る留意事項について

今般、「日本再生人材育成支援事業関係業務実施要領の一部改正について」（平成25年5月16日付け職発0516第9号、能発0516第12号）が通知されたところであるが、本事業の実施にあたっては、下記の点に留意のうえ、取扱いに遺漏なきようお願いする。

記

- 「正規雇用労働者育成支援奨励金」（以下、「正規雇用奨励金」という。）において実務者研修（通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせた方法）（以下、「実務者研修（通信主体）」といふ。）については、通信講座部分も含め支給対象訓練として認めること。  
なお、実務者訓練の通学課程（通信課程を含まないもの）及び「実務者研修（通信主体）」であっても通学課程部分のみを職業訓練計画に盛り込む場合は、従前のことおり支給対象訓練となること。
- 「日本再生人材育成支援事業関係業務実施要領の一部改正について」（平成25年5月16日付け職発0516第9号、能発0516第12号）による日本再生人材育成支援事業関係業務実施要領の一部改正の施行日以降の受給資格認定申請書の申請から、実務者研修（通信主体）について認めること。  
その際、「日本再生人材育成支援事業関係業務実施要領に対するQ&A」の別添3（正規雇用奨励金部分）のQ50にあるとおり、「実務者研修（通信主体）」は修了した場合に限り支給対象となるものであることを注意喚起すること。
- 実務者研修（通信主体）に係る支給申請については、訓練実施・出席状況報告書（様式第2-9号）の提出に替えて、実務者研修（通信主体）実施・出席状況報告書（様式第2-9号別紙）及び実務者研修（通信主体）実施報告書【受講者用】（様式第2-9号別紙2）を提出させること。
- 実務者研修（通信主体）が支給対象になることの周知については、社会・援護局福祉人材確保対策室において周知されることになっているので、労働局、ハローワークにおいては、実務者研修（通信主体）に係る問い合わせ、申請書等の提供及び申請書の受理等について適切に行うこと。



## ● 日本再生人材育成支援事業 ●

人材育成を行う事業主の皆さんに、訓練費用を助成します！

# 正規雇用労働者育成支援奨励金

内  
容

正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費を支給します。

支  
給  
額

事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき  
**対象者 1人当たり 20万円**  
を上限として支給します

※ 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円です。

対  
象  
事  
業  
主

健康、環境、農林漁業分野等の事業を行っており  
職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業主

※ 対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが  
含まれます。詳しくは、2頁の対象分野一覧をご覧ください。

◆正規雇用の労働者とは、以下の①と②を満たす労働者です。

- ①健康、環境、農林漁業等の事業を行う事業主に、期間の定めのない労働者として雇用されていること
- ②雇用保険被保険者であること

◆対象となる職業訓練は、以下の①と②を満たすものです。

- ①健康、環境、農林漁業等の業務に関するもの
- ②1コースの訓練時間数が10時間以上（Off-JT）であること

※ 趣味・教養と区別のつかない訓練などは対象外です。

※ 受講する対象労働者の数に制限はありません。

### Off-JTとは

生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練のことです。

**※ 事業期間を延長し、平成25年度末まで実施します。**



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250121政03

# 支給対象分野

～健康、環境、農林漁業分野等とは～

健康、環境、農林漁業分野等とは、下の一覧表の産業分類を指します。

日本標準産業分類		分類番号
大分類A－農業		1－1
大分類A－林業		1－2
大分類B－漁業		2
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの	3
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの	4－1
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	4－2
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業		5
大分類G－情報通信業		6
大分類H－運輸業・郵便業		7
大分類L → 中分類71－ 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの	8
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業	例)フィットネスクラブ	9
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業	例)スイミングスクール	10
大分類P－ 医療、福祉		11
大分類R → 中分類88－ 廃棄物処理業	例)ごみ処分業	12
その他 (上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する事業を行っているもの 例)エコファンド	13

## 判断に迷うケース

### ケース1

Q 上記に該当する業務を行っていますが、それ以外の業務も行っていても対象となりますか。

A 上の表の産業分類に該当する事業を一部でも行っている場合は、他の事業を行っていても対象事業主となります。ただし、奨励金の対象となる訓練は上記業務に関係する訓練となります。

### ケース2

Q 「建設業」や「製造業」、「学術・開発研究機関」の「このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する～」は、どのような場合に認められますか。

A 事業主が提出する申請書類やパンフレット、製品概要等により、労働局が健康、環境、農林漁業分野等と一定の関連性があると判断した場合に認めます。

■支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。 → 連絡先は8ダ

# 助成金の対象となる経費は

事業外訓練	受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代など (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外)
事業内訓練	<p>①外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当 (所得税控除前の金額。旅費・車代・食費・宿泊費などは対象外) ※1時間当たり3万円が上限です。</p> <p>②施設・設備の借上料 (教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用したことが確認できるもの)</p> <p>③学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書などの購入または作成費 (支給対象コースのみで使用するもの)</p>

■支給対象となる経費は、事業主の支払いが終えている経費に限ります。

## 職業訓練計画とは

職業訓練計画は、いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか、を記載した計画です。

助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります！

### 職業訓練計画作成のルール

ルール1	原則1年間の訓練計画です ※ 訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月以上でも可
ルール2	平成25年度末までに労働局またはハローワークに提出する必要があります ※ 提出日から6ヶ月以内に訓練を開始することが必要
ルール3	計画に入れられるコースは以下の4種類です <p>① Off-JTのみで10時間以上 ② Off-JTとOJTを組み合わせた訓練で、Off-JTが10時間以上 ③ OJTのみで10時間以上 ④ Off-JTとOJTを組み合わせた訓練で、合計の訓練時間数が10時間以上(②に該当するものを除く)</p> <p>※ 経費を助成できるのは、①と②のみ (②はOff-JT部分のみ)</p>

- 訓練コースは、健康、環境、農林漁業等の業務に関するものであることが必要です。
- 訓練コースの間に要件はありませんが、訓練計画の最初の月と最後の月に訓練コースが含まれていることが必要です。
- 必ずしも1人の労働者に1年間の訓練を行う必要はありません。
- 訓練計画の内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出する必要があります。

# 受給までの流れ

## 1. 受給資格認定申請

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出

事業主

## 2. 認定

労働局またはハローワークで職業訓練計画を認定（不認定）し、事業主に通知

労働局

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1ヶ月前までに申請してください。

## 3. 職業訓練計画の開始

事業主

## 4. 訓練実施

平成25年度末までに受給資格認定申請書を提出した上で、当該提出日から6ヶ月以内に訓練を開始してください。

事業主

訓練コースを追加する場合は、追加する訓練コースを開始する前日までに、変更申請書を提出してください。その他、計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

## 5. 職業訓練計画の終了

事業主

訓練計画終了後2ヶ月以内に必要書類をそろえて、支給申請してください。

## 6. 支給申請

労働局またはハローワークに支給申請

## 7. 支給決定

労働局

中央職業能力開発協会から事業主に支給（不支給）決定通知書を送付。  
支給決定の場合、決定額を振り込み

**職業訓練計画**の詳細は、**3ページ**をご覧ください

# 必要となる書類

## 1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- ①正規雇用労働者育成支援奨励金受給資格認定申請書(様式第2-1号)
- ②正規雇用労働者育成支援奨励金職業訓練計画(全体)(様式第2-2号)
- ③正規雇用労働者育成支援奨励金職業訓練計画(訓練コース)(様式第2-3号)
- ④雇用保険適用事業所設置届(写)
- ⑤登記事項証明書、会社案内、定款等の健康、環境、農林漁業分野等に該当する事業を行っていることを証明する書類

## 2. 支給申請手続きに必要な書類

- ①正規雇用労働者育成支援支給申請書(様式第2-7号)
- ②正規雇用労働者育成支援奨励金申請額内訳(様式第2-8号)
- ③訓練実施・出席状況報告書(様式第2-9号)
- ④労働条件等申立書(様式第2-10号)
- ⑤受給資格認定・認定変更通知書(写)
- ⑥Off-JTの実施内容などを確認するための書類
  - ◆事業所内でOff-JTを実施した場合
    - ・外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当(所得税控除前の金額)を支払ったことを確認するための書類(講師の略歴、領収書など)
    - ・施設・設備の借上料を支払ったことを確認するための書類
    - ・学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入・作成費を支払ったことを確認するための書類(品名、単価、数量を明記した領収書など)
    - ・訓練の受講者数を確認するための書類
  - ◆事業所外でOff-JTを実施した場合
    - ・受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代などを支払ったことを確認するための書類(領収書、受講料の案内など)
    - ・訓練の受講者数を確認するための書類
- ⑦対象者が立て替え払いをしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類

必要に応じて、その他の書類の提出または提示を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

## 注意事項

### ①～⑤のいずれかに該当する事業主は助成金を受給できません!

- ① 奨励金の受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をした事業主
- ② 奨励金の支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に、緊急人材育成・就職支援基金事業による助成金等、および雇用保険二事業による助成金等を不正受給した事業主
- ③ 奨励金の支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給決定の日までに納入を行った事業主を除く）
- ④ 奨励金の支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ⑤ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する接客業務受託営業を行っている事業主

- この奨励金は、1年間（訓練に必要な時間数が確保される場合は6ヶ月）の職業訓練計画終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請をお考えの場合は、どちらか一方を選択してください。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力を願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

## Q&A

<b>Q 1</b>	申請は、事業主単位ですか。事業所単位ですか。
<b>A 1</b>	雇用保険適用事業所単位で申請してください。
<b>Q 2</b>	受講者が訓練の一部を欠席した場合、支給対象となりますか。
<b>A 2</b>	訓練コースの一部を欠席した場合であっても、総訓練時間の8割以上を受講したこと、またはコースを修了していること、の要件を満たせば、その訓練コースの受講者に含めることができます。 途中で退職した人や新たに雇い入れた人も同様の取り扱いです。ただし、様式第2－10号「労働条件申立書」を、退職した本人が記入する必要があります。
<b>Q 3</b>	職業訓練計画に入れる訓練コースは、複数入れる必要がありますか。
<b>A 3</b>	職業訓練計画は、1つの訓練コースで構成しても、複数の訓練コースで構成しても構いません。 ただし、職業訓練計画の最初の月と最後の月に訓練を行っていることが必要です。
<b>Q 4</b>	事業所が受給できる額はいくらまでですか。
<b>A 4</b>	1つの雇用保険適用事業所が1年度（支給申請日を基準とし4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる合計額は、500万円までです。

# 都道府県労働局 連絡先一覧

局	電話	〒	住所
北海道労働局	011(709)2311	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階
青森労働局	017(721)2003	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
岩手労働局	019(606)3285	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス 6階
宮城労働局	022-299-8062	983-8581	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
秋田労働局	018-883-0007	010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カニビル5階
山形労働局	023-626-6101	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島労働局	024-529-5409	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
茨城労働局	029-224-6211	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃木労働局	028-610-3557	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 2階
群馬労働局	027-210-5008	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉労働局	048-600-6209	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー
千葉労働局	043-221-4391	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京労働局	03-3813-5071	112-0004	文京区後楽2丁目3番21号住友不動産飯田橋ビル3階
神奈川労働局	045-277-8801	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル7階
新潟労働局	025-278-7181	950-0965	新潟市中央区新光町16-4 荘原新潟ビル1階
富山労働局	076-415-0242	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川労働局	076-200-8437	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井労働局	0776-26-8609	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨労働局	055-225-2861	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野労働局	026-226-0862	380-8572	長野市中御所1丁目22-1
岐阜労働局	058-263-5650	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階
静岡労働局	054-271-9970	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛知労働局	052-688-5758	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルアングル11階
三重労働局	059-226-2306	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎
滋賀労働局	077-526-8686	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル3階
京都労働局	075-241-3269	604-8171	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
大阪労働局	06-6346-7181	530-0001	大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階
兵庫労働局	078-221-5440	651-0083	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階
奈良労働局	0742-35-6336	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル405号
和歌山労働局	073-488-1161	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎5階
鳥取労働局	0857-29-1707	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9
島根労働局	0852-20-7016	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡山労働局	086-801-5107	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島労働局	082-502-7832	730-0013	広島市中区八丁堀5番7号広島K'Sビル4階
山口労働局	083-995-0383	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島労働局	088-652-9145	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	087-811-8922	760-0019	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎
愛媛労働局	089-941-2940	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高知労働局	088-888-6600	780-8548	高知市南金田1番39
福岡労働局	092-411-4701	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎本館1階
佐賀労働局	0952-32-7217	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎労働局	095-801-0042	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル
熊本労働局	096-211-1704	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
大分労働局	097-535-2100	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎労働局	0985-38-8824	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
鹿児島労働局	099-219-5101	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄労働局	098-868-3877	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎